

4-3-3 自白 ~~当事者が口頭弁論中~~

① 事件

口頭弁論
期日
に
あ
り
て
事
実
を
認
め
る
陳
述

① 口頭弁論期日または弁論準備手続における、② 相手方の主張する自己に不利な

③ (事実) ④ を認める陳述

↳ 相手方の事実の主張と一致する陳述であること

→ しかしそのほか、問答中にも自白が認められると示さないとする門限が

③ について、(主要事実)に限らる

司法試験で出たことあり

② 不利な → 相手方が証明すべき事実

② 効果 ① p.2, 3

審判排除効 (= 審理排除効 + 判断拘束効) → 証明不要効 179 → 撤回禁止効

③ 自白の撤回要件 ① p.4, 5

① 相手方が撤回に同意した場合

② 刑事上罰すべき他人の行為による自白 ex) 脅迫

③ 自白が反事実のウソによる場合

④ 間接事実、ホシ事実の自白の問題点

↳ 裁判で、自白した当事者拘束力 ④ p.318

∵ 間接事実が主要事実の証明手段として証拠資料と同様のキワを有するに
すぎないのに、間接事実の自白に裁判官が拘束されるのであれば、この間接事
実に基づいて推認する主要事実について、心証形成を無理強いすることになり、
主要事実の認定を自由心証に替わっていることと矛盾することになるから

文書の成立の真正についての自白 ④ p.319

判例：自白の当事者、裁判所に対する拘束力七テイ

↳ 文書の記載内容が作成者と述べる者の意思に基づくこと

例 自白の拘束力認める見解有力

∵ 処分証拠は成立の真正が法律関係の存否の判断に直結、
証書失格がコンソ論(134)の対象として認諾もあろうから

文書によって表現するその他の法律上の行為が述べられている ex) 契約書

④ 権利自白の問題点 ④ p.320 3-4-11 (1)(2)

証書を作っていることとの関係で、自白者に認められる④
→ 法的判断にウソが強く認められ → 証明必要 → 権利自白の
成立七テイ

↳ ① ソ科物の判断の前提となる権利関係を認める旨の陳述をした場合

② 本来は具体的な事実の陳述に基づいて法的評価を経て判断すべき要件事実その
を認める旨の陳述をした場合 ex) 「カシを認める」「正当事象を認める」旨の陳述

→ 自白の成立を認め、拘束力を認めるべきか?

↳ 一般条文、正当事象、カシ... ④の法的評価の問題 → 権利自白の成立七テイ

→ しかし裁判官により事実を十分に認識、その事実について正しく法的評価をなせる能力を有する者のカシの自白